

加入手続き等のスケジュール

保険期間

個人	1月1日から12月31日までの1年間
法人	事業年度の1年間

STEP1

加入申請

(保険期間開始前まで)

- ・仮の基準収入金額算定
- ・保険料等の納付

STEP2

保険期間

- ・保険期間の前年の決算書類の提出
→基準収入金額の確定

STEP3

保険金等請求

(保険期間の確定申告後)

- ・保険期間の決算書類提出

保険期間にご対応いただくこと

以下に該当する場合は、速やかにご連絡をお願いします。

- 保険期間の営農計画に変更が生じた場合 (変更に係る農作物の作付後1か月以内)
- 収入金額の減少が見込まれる事故が発生した場合 (現地確認等で被害を確認できる期間内)

つなぎ資金って何？

つなぎ資金（無利子）

収入保険の補てん金の支払は保険期間の終了後になりますが、自然災害や価格低下により補てん金の受け取りが見込まれる場合は、保険期間中に無利子の「つなぎ資金」の貸付を受けることができます。(貸付限度額は補てん金受取予定額の8割まで)

※つなぎ資金は支払われる保険金等と相殺してご返済いただけます。

インターネット申請・自動継続特約

- 翌年契約以降の継続手続きが簡単になる「自動継続特約」を付帯すると付加保険料が割引されます。
- インターネット申請を利用すると、ご自身のパソコンから加入申請や事故発生等通知、保険金等請求などの手続きが可能になります。また、付加保険料が割引されます。

	インターネット申請+自動継続	インターネット申請のみ	自動継続のみ
新規加入者	4,500円割引	4,500円割引	1,000円割引
継続加入者	3,200円割引	2,200円割引	1,000円割引

お問い合わせ先（岡山県農業保険推進協議会）

制度のご説明、お見積もりなどはお気軽に最寄りの各地域協議会（NOSAI 各支所）へお問い合わせください。
※NOSAIは農業経営収入保険の窓口になります。詳しくは [NOSAI 岡山](#) で検索！

NOSAI 岡山

岡山・東備地域（備前支所）	〒703-8265	岡山市中区倉田 436-2	086-(277)5511
倉敷・井笠地域（備南支所）	〒714-1211	小田郡矢掛町東三成 614-2	0866-(83)2600
高梁・新見地域（備北支所）	〒716-0002	高梁市津川町今津 1922-2	0866-(21)0350
真庭・津山・勝英地域（美作支所）	〒708-0314	苫田郡鏡野町沢田 360-1	0868-(54)5061

岡山県の農業者のみなさまへ

「もしも」にそなえる、
収入保険 あなたへのエール。

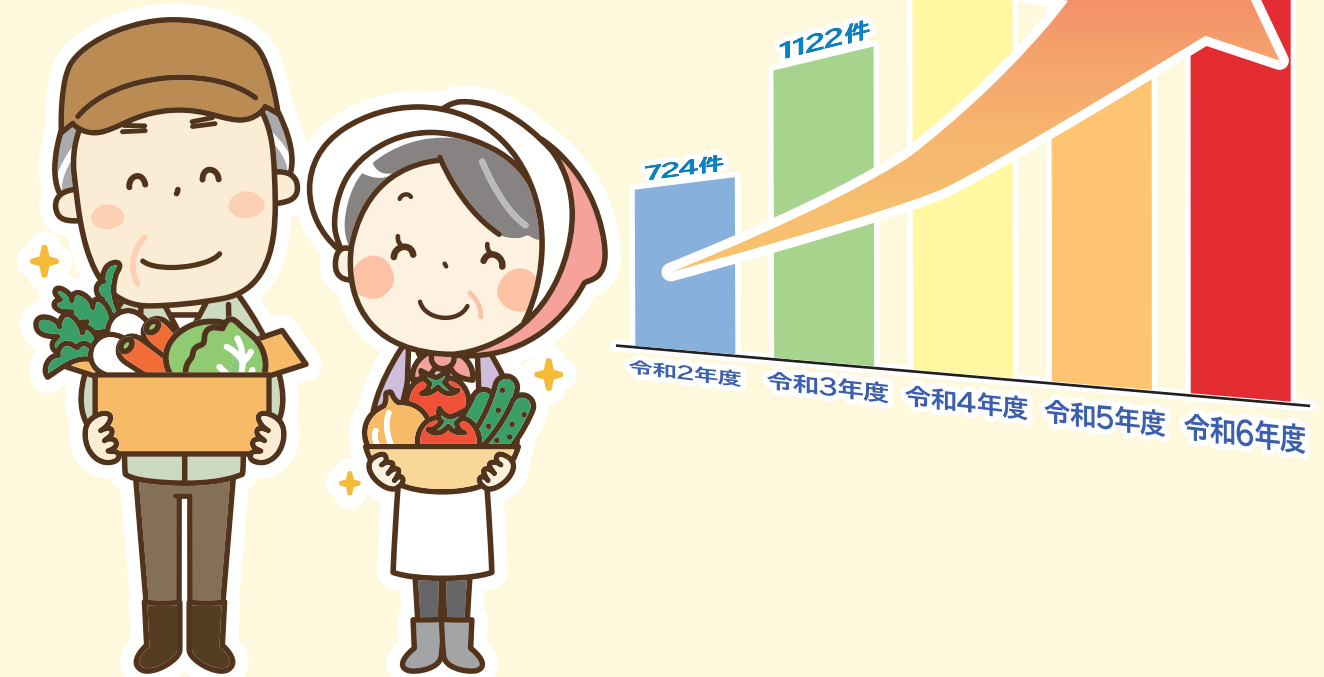
農業経営収入保険

品目の限定なし！
すべての農作物が
補償対象！

あらゆる
収入減少に対応する
オールリスク保険！

平均収入の
9割を下回ったら
補償！

加入者
増加中！



岡山県農業保険推進協議会

安心のネットワーク
NOSAI 岡山

加入の要件は？

- 青色申告を行っている農業者が対象です。
- 個人・法人どちらでもご加入いただけます。
- 規模要件はありません。

加入の可否	
正規の簿記	○
簡易な方式	○
現金主義	×

※農業共済制度、野菜価格安定制度、ナラシ対策等の類似制度とは同時利用できません。

青色申告って何？

確定申告の方法の一つです。
青色申告をしようとする年の3月15日までに所管の税務署へ「青色申告承認申請書」を提出することで青色申告を行うことができ、以下のようなメリットが得られます。

- ・最大65万円の青色申告特別控除が受けられる！
- ・青色事業専従者給与を必要経費に算入できる！
- ・純損失を最大3年控除できる！



補償対象は？

- 品目を問わず、**ご自身で生産・販売している農産物全体が補償対象**になります。(簡易な加工品を含みます)



※仕入販売や作業委託料、補助金は補償対象外です。

対象要因は？

- 農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償します。
- 自然災害に限らず、あらゆる農業収入の減少に対応できます。

自然災害等で減収



市場価格が下落



災害で作付不能



病気で収獲不能



倉庫の浸水被害



取引先の倒産



盗難や運搬中の事故



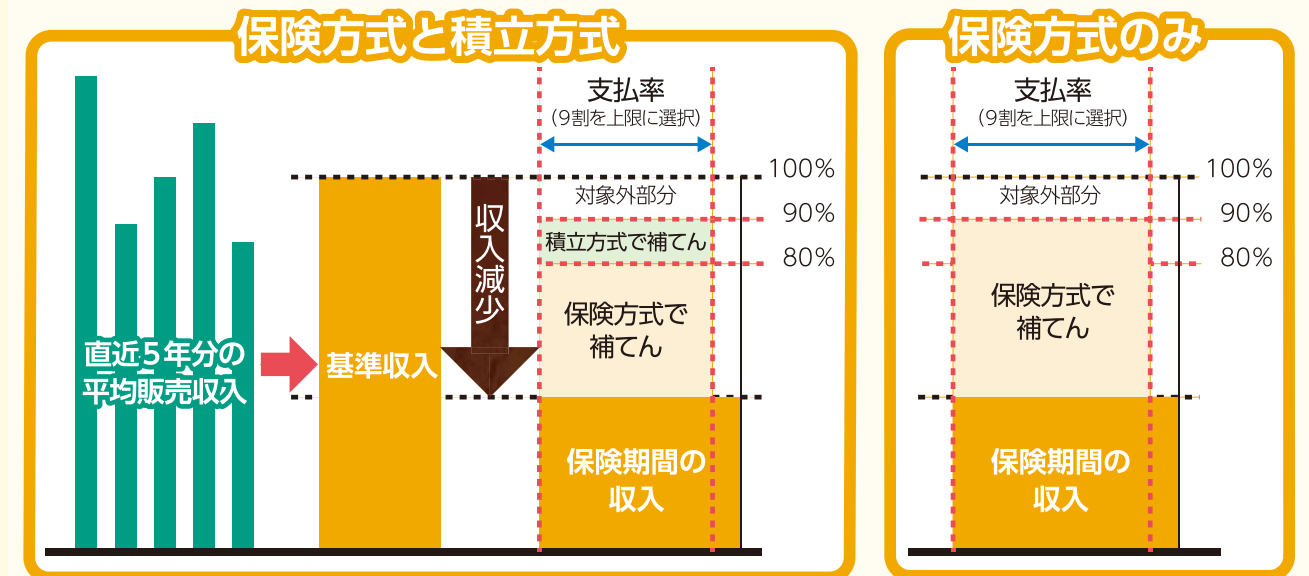
鳥獣害・病虫害



※捨て作りや意図的な安売りは補償の対象外です。

補償内容について（基準収入の設定について）

- 「保険方式」と「積立方式」の組み合わせで補償します。保険方式のみでの補償も可能です。
- 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入を基本とし、保険期間の営農計画も考慮して設定します。
- 最高補償で、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を補てんします。



※経営面積を拡大している場合や、過去の収入金額が上昇傾向にある場合において、基準収入を補正する特例が措置されています。なお、適用には要件があります。

保険料等はどれくらい？

- ご加入の際は、保険料・積立金・付加保険料(事務費)を納入いただきます。
- 保険料・付加保険料の50%、積立金の75%を国が負担します。

保険料等の例（基準収入が500万円の場合）

● 保険方式と積立方式に加入（例1）

補償限度90%の場合

保険方式	： 80%
積立方式	： 10%
支払率	： 90%
保険料	： 5.4万円
積立金	： 11.3万円
付加保険料	： 1.3万円
合計	： 18.0万円

● 保険方式のみ加入（例2）

補償限度90%の場合

保険方式	： 90%
支払率	： 90%
保険料	： 11.5万円
付加保険料	： 1.3万円
合計	： 12.8万円

補償を下げることなく
積立分の負担を抑えられます

詳しくは

下記ホームページから保険料や補償内容等を試算できます。

全国農業共済組合連合会（NOSAI 全国連）
保険料等・保険金等試算簡易シミュレーション
<https://nosai-zenkokuren.or.jp/tool2025/>

